

○国立大学法人埼玉大学研究機構オープンイノベーションセンター 利用細則

〔平成16年4月1日
規則第82号〕

改正 平成17. 1. 1 16規則190 平成19.10.25 19規則85
平成20. 3. 1 19規則98 平成20. 8. 7 20規則82
平成24. 9.25 24規則36 平成26. 3.28 25規則59

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人埼玉大学研究機構オープンイノベーションセンター規程第16条の規定に基づき、オープンイノベーションセンター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 センターを利用することができる範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- (2) 民間機関等の研究者等に対する研修
- (3) 民間機関等からの研究に係る相談
- (4) 民間機関等に対する学術情報の提供
- (5) 学内の共同研究
- (6) 大学発ベンチャー企業(起業準備から起業後3年以内)の事業運営

2 前項に定めるもののほか、センター長が適当であると認めた場合は、利用できる。

(利用者)

第3条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 民間企業及び研究所等からの派遣研究員
- (3) センターが実施する事業への参加者
- (4) 大学発ベンチャー企業のうちセンター長が認めた者
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(利用の手続き等)

第4条 センターを利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、研究題目ごとに、利用申請書（新規・継続）（別記様式）をセンター長に提出し、利用の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する利用申請者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、複数で利用する者の場合は、その代表者とする。

- (1) 民間機関等との共同研究又は受託研究に係る派遣研究員の場合は、当該受入

教員

(2) 民間機関等との科学技術に関する交流に係る者の場合は、当該関係教員

(3) その他の利用に係る場合は、当該利用者（本学の教職員に限る。）

3 センターの利用を許可された者は、利用許可事項に変更が生じるときは、速やかに利用申請書（変更）（別記様式）をセンター長に提出し、利用変更の許可を受けなければならない。

（利用期間）

第5条 センターを利用できる期間は、利用開始日からその日の属する事業年度内の日までとする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、その期間を更新することができる。

（利用優先順位）

第6条 センター長は、センターの利用に際し、管理運営上支障があると判断する場合には、次の利用優先順位により調整することができる。

区分	優先順位	事項
オープンイノベーションセンター 研究棟 研究室、実験室	1	民間機関等の共同研究員が利用する共同研究
	2	その他
研究機構 オープンイノベーションセンター 研修室、会議室	1	センターの運営等に係る会議等
	2	民間機関等との共同研究に係る研究会及び討論会等
	3	民間機関等の技術者に対する技術教育及び研修並びに地域社会との交流会等
	4	学内教職員主催の研修会等
	5	その他

（利用許可の取消等）

第7条 センター長は、利用者がこの細則に違反したとき、又はセンターの運営に支障を生じさせるおそれがあるときは、その利用の許可を取り消すこと、必要な是正措置を命じること、又は利用を停止させることができるものとする。

（機器の搬入及び搬出）

第8条 利用者が機器を搬入するときは、あらかじめセンター長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者が当該機器の利用を終了したときは、速やかにこれを搬出しなければならない。

3 機器の搬入、設置及び搬出は、当該利用者の責任において行うこととし、これに要する経費は当該利用者の負担とする。

(報告等)

第9条 センター長は、利用に係る事項について、利用者に報告を求めることができる。

2 利用者がセンターを利用して行った研究等の成果を公表する場合は、センターを利用した旨を明記し、その論文等の写をセンター長に提出するものとする。

(賠償の義務)

第10条 利用者が故意又は過失により施設、設備及び備品をき損、滅失、損傷又は汚損したときは、利用者は、速やかにセンター長にその旨を届け出るとともに、センター長の指示に従って、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第11条 利用者は、当該利用に係る経費を負担するものとする。

2 前項に定める経費及び負担方法は、別に定める。

(安全の確保)

第12条 利用者は、センターの利用に際し、安全の確保に努めなければならない。

2 安全確保の責任は、利用者(責任者)が負うものとする。

(細則等の遵守)

第13条 利用者は、この細則及びセンター長の指示する事項を守らなければならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 1. 1 16規則190)

この細則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成19.10.25 19規則85)

この細則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則98)

この細則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 8. 7 20規則82)

この細則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24. 9.25 24規則36）

この細則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26. 3.28 25規則59）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。